

● 入湯税の使途について（平成30年度決算分）

入湯税とは、鉱泉浴場等における入湯客の入湯行為に対して課される税金です。山ノ内町は宿泊入浴客1泊150円、日帰り入浴客1日30円を課税しています。

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理、消防施設・設備等整備や観光の振興に要する費用に充てられています。

平成30年度決算における入湯税の使途については、次のとおりです。

（歳入） 入湯税 69,043 千円

（歳出） 入湯税充当可能事業費 395,368 千円

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	入湯税	一般財源
環境衛生施設の整備	衛生施設組合 （負担金）	25,651		8,652	16,999
	レジオネラ菌対策	9,928		9,928	0
	小計	35,579	0	18,580	16,999
鉱泉源の保護管理施設	鉱泉源保護管理 （補助金）	9,928		9,928	0
	小計	9,928	0	9,928	0
消防施設等の整備	消防施設・ 設備等整備	21,881	19,600	2,281	0
	小計	21,881	19,600	2,281	0
観光の振興	観光施設整備	195,569	76,581	16,016	102,972
	観光振興事業	132,411	4,295	22,238	105,878
	小計	327,980	80,876	38,254	208,850
合 計		395,368	100,476	69,043	225,849

※1 入湯税は、平成30年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。